

四半期報告書

(第128期第3四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

株式会社 クラレ

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	3

第3 設備の状況 10

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	15
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(5) 大株主の状況	15
(6) 議決権の状況	15

2 株価の推移 16

3 役員の状況 16

第5 経理の状況 17

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	18
(2) 四半期連結損益計算書	20
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	22

2 その他 32

第二部 提出会社の保証会社等の情報 33

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月16日
【四半期会計期間】	第128期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社クラレ
【英訳名】	KURARAY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 文大
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市酒津1621番地
【電話番号】	086（422）0580 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記において行っています。） 東京都千代田区大手町1丁目1番3号 03（6701）1200
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部 経理部長 藤原 純一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目1番3号
【電話番号】	03（6701）1074
【事務連絡者氏名】	I R・広報室長 田中 光二
【縦覧に供する場所】	当社東京本社 （東京都千代田区大手町1丁目1番3号） 当社大阪本社 （大阪市北区梅田1丁目12番39号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

（注）当社東京本社及び当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第128期 第3四半期連結 累計期間	第128期 第3四半期連結 会計期間	第127期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高（百万円）	301,847	92,528	417,601
経常利益（百万円）	25,794	3,542	42,817
四半期（当期）純利益（百万円）	16,113	2,705	25,554
純資産額（百万円）	—	340,438	344,833
総資産額（百万円）	—	519,129	490,365
1株当たり純資産額（円）	—	968.79	981.82
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	46.27	7.77	72.15
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	46.22	7.77	71.99
自己資本比率（%）	—	65.0	69.7
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	33,323	—	56,456
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△33,362	—	△45,217
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	38,691	—	△33,097
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（百万円）	—	50,601	12,189
従業員数（人）	—	6,927	6,770

（注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動についても特に記載すべき事項はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	6,927 (977)
---------	-------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

2. 臨時従業員には、季節工及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	3,007
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「3. 財政状態及び経営成績の分析」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて示しています。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約は次のとおりです。

(シンジケートローン契約書)

相手先	内容	締結日
日本生命保険相互会社（日本） 他17社	長期運転資金調達のためのシンジケートローン契約（借入期間5年、調達総額200億円）	平成20年12月24日

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。また、当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1) 業績の状況」および「(2) キャッシュ・フローの状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）の経営環境は米国の金融市場混乱に端を発した世界同時不況により、ほぼ全ての製品において需要が急速に減少するとともに、いっそうの円高の影響も受けました。こうした環境下、当社としては経費の削減を始め、不要不急の設備投資を延期する等の取り組みを行なってまいりました。しかしながら、当第3四半期連結会計期間の売上高は92,528百万円（前年同期比9.7%減）、営業利益は4,627百万円（同58.4%減）、経常利益は3,542百万円（同64.4%減）、四半期純利益は2,705百万円（同56.3%減）と減収・減益を余儀なくされました。前年同期と比較した事業別、所在地別の状況は以下の通りです。

なお、当社の海外子会社の当第3四半期連結会計期間は、平成20年7月1日～平成20年9月30日となっております。

①事業の種類別セグメント

a. 化成品・樹脂事業

化成品・樹脂事業の売上高は55,669百万円（前年同期比11.6%減）、営業利益は7,392百万円（同43.2%減）となりました。

- ポパール関連では、光学用ポパールフィルムが液晶テレビや液晶パネルの在庫調整の影響を受けて11月以降数量が一段と減少し、大幅な減産を余儀なくされました。ポパール樹脂は、世界景気減速の影響を受け、日本を含むアジア・中国を中心に繊維加工用途、紙加工用途、塩化ビニル樹脂重合剤向け用途等の販売が低調でした。PVBフィルムは、期を通じて建築ガラス向け中間膜が好調に推移しました。
- EVOH樹脂<エパール>は、金融危機以降、深刻な自動車販売不振の影響に加え、食品包装用途も需要が減退し、厳しい状況となりました。
- メタクリル樹脂は、成型材料を中心に需要が大幅に落ち込み、厳しい状況となりました。
- イソプレン関連では、熱可塑性エラストマー<セプトン>は自動車分野やアジア地域での不振が影響し、販売数量は減少しました。特殊化学品は溶剤などの販売不振が影響し、低迷しました。ファインケミカルではビタミン原料などが堅調に推移しました。

b. 繊維事業

繊維事業の売上高は23,704百万円（前年同期比4.5%減）営業損失は328百万円（前年同期は1,292百万円の利益）となりました。

- ビニロンは、アスベスト代替のFRC（繊維補強セメント）用途の海外需要が堅調に推移したものの、自動車用ブレーキホース等の分野が低迷しました。
- 人工皮革<クラリーノ>は、靴用途を始め全ての用途で数量が減少し、減産を余儀なくされました。
- 不織布、面ファスナーは内需を中心に堅調に推移しました。

- ・ ポリエステルは、スポーツ分野が堅調でしたが、急激な円高により中東、欧州向け等の輸出は成約困難な状況に陥りました。

c. 機能材料・メディカル他の事業

機能材料・メディカル他の事業の売上高は13,154百万円（前年同期比10.4%減）営業利益は71百万円（同91.6%減）となりました。

- ・ メディカルは、歯科材料が堅調に推移しました。
- ・ 機能材料では、耐熱性ポリアミド樹脂<ジェネスタ>は携帯電話、パソコン等の主要ユーザーの急激な需要減退の中、販売数量が大幅に減少しました。その他の関連事業は、エンジニアリング事業の外部工事減や活性炭需要の低迷等を主因として低調でした。

なお、消去または全社に含めた配賦不能営業費用は、1,482百万円減少し、2,681百万円となりました。

②所在地別セグメント

a. 日本

クラレエンジニアリングは民間企業向けのプラント受注等が大幅に減少しました。光学用ポバールフィルム、<クラリーノ>等で販売が低迷しました。この結果、売上高は58,115百万円と減収となりました。

b. 北米

歯科材料、<エバール>、<セプトン>等は堅調に推移しましたが、全体としてドル安・円高の影響を受けました。この結果、売上高は7,593百万円と減収となりました。

c. 欧州

ポバール樹脂や建築用PVBフィルム等が堅調に推移しました。この結果、売上高は21,200百万円と増収となりました。

d. アジア

昨年1月にポバールアジア（現クラレアジアパシフィック）を100%子会社化し、また本年度より中国子会社2社（可樂麗国際貿易[上海]有限公司、可樂麗貿易[上海]有限公司）を新規に連結しました。この結果、売上高は5,618百万円と増収となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが10,366百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが△9,575百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが36,938百万円となり、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下資金という）の残高は、前四半期連結会計期間末より36,825百万円増加して50,601百万円となりました。

営業・投資・財務による各々のキャッシュ・フローの主な内容は次の通りです。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前四半期純利益3,043百万円および減価償却費9,872百万円、売上債権の減少11,495百万円などの収入に対し、たな卸資産増10,352百万円や法人税等4,786百万円の支払などの支出で、営業活動によるキャッシュ・フローは10,366百万円の収入となりました。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形・無形固定資産の取得8,275百万円などの支出で、投資活動によるキャッシュ・フローは9,575百万円の支出となりました。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入金による収入20,000百万円、短期借入金の純増加額11,262百万円、コマーシャル・ペーパーの増加10,000百万円などの収入に対し配当金の支払い4,178百万円などの支出で財務活動によるキャッシュ・フローは36,938百万円の収入となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

当基本方針中の業績目標数値は、当基本方針を策定した時点（平成19年4月26日）のものであります。

(株式会社の支配に関する基本方針および不適切な支配の防止のための取り組み)

a. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

b. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取り組みを行ってまいりました。当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させることにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取り組みは上記 a. の基本方針に資するものであると考えております。

①中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社は、平成18年度より、当社グループが長期的に目指す方向性を示した「10年企業ビジョン」を掲げ、これに向けた3ヵ年の実行計画である中期経営計画「GS-21」を開始しました。この計画は、「10年企業ビジョン」実現への基盤を築くことを目指しており、以下の経営課題に取り組んでおります。なお、「GS-21」の諸施策の詳細については、当社の平成18年3月16日付のニュースリリースをご参照ください。

(<http://www.kuraray.co.jp/release/2006/pdf/060316.pdf>)

(i) コア事業（基幹素材事業）の質的向上とグローバルな拡大

世界的競争力を有するコア事業（酢酸ビニル系、イソブレン系、人工皮革等）において、加工技術を含めた多様な技術革新を通じて競争力の質的向上を図り、グローバル市場の拡大によって成長を加速します。

(ii) 新成長領域（光学・自動車・エネルギー分野等）の拡大に向けた経営資源の重点投入

前中期経営計画「G-21」（平成13年度～平成17年度）によって足掛かりを得た光学・自動車・エネルギー分野等の新成長領域の拡大に向けて、経営資源を重点的に投入します。

(iii) 競争劣位にある事業・製品の再編整理

すべての事業・製品の収益力強化を目指し、競争劣位にある事業・製品については再編整理を進めます。

(iv) グローバル企業としての経営体制の確立

グローバルな事業展開をサポートするため、経営体制の質的向上を図ります。

これらにより、「GS-21」の最終年度である平成20年度は、売上高4,500億円以上、営業利益500億円以上、ROA 9%以上、ROE 7%以上の達成を目指しております。

②コーポレート・ガバナンス体制の構築

当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利

益を向上させ、上記 a. の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のとおりのコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

(i) 取締役および業務執行機関

当社は、機動的な経営の意思決定を図るため取締役の定員を10名以内と定め、また株主に対する責任を明確化するためその任期を1年としています。さらに、業績連動型報酬制度、ストックオプション制度を導入し、取締役の株主利益向上へのインセンティブを高めています。

また、当社は、取締役としての経営意思決定・監督の責任と、業務執行上の責任とを明確に分離するため、執行役員制を導入しています。執行役員（任期1年）はカンパニー、事業部および主要職能組織の長の職位に就き、執行責任と業績に対する結果責任を負います。

(ii) 監査役

当社の監査役は5名とし、このうち3名は独立した社外監査役としています。

(iii) 経営諮問会議

当社は、社長の業務執行に対して、法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視点から助言することを職務とする経営諮問会議を設置しています。

経営諮問会議の常任メンバーは5名とし、うち1名（議長）は当社社長経験者、4名は企業経営や企業法務に豊富な経験を持つ社外有識者としています。同会議は、定期的に重要な経営方針や経営課題、社長の進退、後継者候補の選定、社長の報酬等に関し、社長に対して助言を行っています。

さらに、当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能との分担をより明確にするため、平成20年6月19日開催の当社第127回定時株主総会の日をもって、(ア) 社外取締役の導入、(イ) 取締役の役位のうち、専務・常務の廃止、(ウ) 執行役員の役位として専務執行役員、常務執行役員、執行役員の設置を行いました。これによりさらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年4月26日開催の取締役会において、平成19年6月20日開催の当社第126回定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、おおむね以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定し、また、本プランは、上記当社定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。なお、本プランは、上記取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛成する旨の意見を述べました。本プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

(http://www.kuraray.co.jp/release/2007/pdf/070426_01.pdf)

① 対抗措置発動の対象となる大量買付行為

本プランは、当社が発行者である株券等について、(i) 保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、もしくは、(ii) 公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為、または、これらに類似する行為（以下「大量買付行為」といいます。）を対象とします。

② 大量買付者に対する情報提供の要求

(i) 意向表明書の提出

買付者および買付提案者（以下あわせて「大量買付者」といいます。）が大量買付行為を行う場合には、まず、その実施に先立ち、当社に対して、本プランに定められた手続き（以下「大量買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約、大量買付者の概要その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

(ii) 大量買付情報の提供

当社取締役会は、上記(i)の意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者に対し、大量買付行為の目的、方法および内容等の大量買付者に提供していただくべき情報を記載したリストを発送します。大量買付者には、当社取締役会に対して、かかるリストに従って、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。

なお、意向表明書が提出された事実および大量買付者から提供された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示しま

す。

また、当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、その旨を大量買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかに株主の皆様公表します。

③ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、当社取締役会による大量買付情報の評価・検討等を行うための期間として、60日（対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等のすべてを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合）または90日（その他の大量買付行為の場合）の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）（なお、当社取締役会は、やむを得ない事由がある場合には、この期間を最長30日間延長することができます。）を設定します。大量買付者は、この取締役会評価期間が経過した後のみ、大量買付行為を開始できるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付行為に関する意見を慎重にとりまとめ、その内容を大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様公表します。また、当社取締役会は、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉するとともに、株主の皆様代案の提示を行います。

④ 大量買付行為がなされた場合の対応方針

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買付行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることができるものとします。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、当該大量買付行為が、いわゆるグリーンメイラーによるものと判断される場合、大量買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収等の、株主の皆様判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。

⑤ 対抗措置の内容

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。なお、当社が大量買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆様に対し、その所有する当社の普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量買付者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

⑥ 本プランの合理性および公正性を担保するための仕組みについて

(i) 特別委員会の設置および諮問等の手続

当社は、大量買付行為に対して対抗措置を講じるか否かについて、当社取締役会による判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

なお、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会

は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が、上記③の取締役会評価期間の延長を決議するに当たっては、当社取締役会は、当該期間延長および延長される期間の是非について、あらかじめ特別委員会に対して諮問するものとし、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して当該期間延長および延長される期間の是非について勧告を行います。当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するか否かおよび延長される期間の判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

(ii) 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更についての株主の皆様の意思の尊重

本プランは、平成19年6月20日開催の当社第126回定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。

そして、本プランの有効期間は、平成21年に開催される当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結時までとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(ア) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合または(イ) 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、基本方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所の有価証券上場規程の変更もしくは解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上、本プランを変更することがあります。

なお、当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

⑦ 株主および投資家の皆様への影響

(i) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(ii) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会が対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者等の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

d. 上記b.の取り組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的に、上記b.の取り組みを行っております。これらの取り組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられます。したがって、上記b.の取り組みは、上記a.の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

e. 上記c.の取り組みについての取締役会の判断

上記c.の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行おうとする大量買付者に対して対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記c.の取り組みは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、上記a.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記c.の取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記c.の取り組みにおいては、株主意思の重視、合理的な客観的要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記c.の取り組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものです。

したがって、上記c.の取り組みは上記a.の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4,063百万円です。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修について完了したものは、次のとおりです。

機能材料・メディカル他事業において、当社の鹿島事業所および西条事業所において耐熱性ポリアミド樹脂「ジエネスタ」生産設備を増強する計画については、平成20年10月に完了しています。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	382,863,603	382,863,603	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数500株
計	382,863,603	382,863,603	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成14年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	760
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数500株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	380,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 825
新株予約権の行使期間	自 平成16年6月28日 至 平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 825 資本組入額 413
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役および従業員であることを要するものとする。ただし、当社の取締役、監査役もしくは理事または当社の主要子会社(注)の社長の地位にあった者については、退任、定年退職後においても行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) クラレエンジニアリング株式会社、クラレケミカル株式会社、クラレトレーディング株式会社、クラレプラス
チェック株式会社、クラレ不動産株式会社、クラレテクノ株式会社、株式会社テクノソフト、
Kuraray America, Inc.、Eval Company of America(平成20年1月 Kuraray America, Inc.と合併)、
Kuraray Europe GmbH、EVAL Europe N.V.およびKuraray Specialities Europe GmbH(平成18年9
月 Kuraray Europe GmbH と合併)の12社をいう。

平成15年6月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,863
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数500株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,431,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 918
新株予約権の行使期間	自 平成17年6月27日 至 平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 918 資本組入額 459
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員であることを要するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法第238条第1項、第2項及び第240条第1項に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成19年5月16日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	65
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数500株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成19年6月6日 至 平成34年6月5日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,319 資本組入額 660
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権者が平成34年5月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合（注1-1）には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記⑤に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額
会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注1-1）に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記（注1）に準じて決定する。

平成20年5月20日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	105
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数500株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月11日 至 平成35年6月10日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,265 資本組入額 633
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権者が平成35年5月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記⑤に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額
会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注1-1）に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記（注1）に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成20年10月1日～平成20年12月31日	—	382,863,603	—	88,955	—	87,098

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 34,619,500	—	単元株式数500株
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式346,096,500	692,193	同上
単元未満株式	普通株式 2,147,603	—	1単元(500株)未満の株式です。
発行済株式総数	382,863,603	—	—
総株主の議決権	—	692,193	—

(注) 証券保管振替機構名義株式は「完全議決権株式(その他)」の欄に3,500株(議決権の数7個)を含めて記載しています。

②【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津 1621番地	34,619,500	—	34,619,500	9.04
計	—	34,619,500	—	34,619,500	9.04

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	平成20年 5月	平成20年 6月	平成20年 7月	平成20年 8月	平成20年 9月	平成20年 10月	平成20年 11月	平成20年 12月
最高(円)	1,280	1,371	1,347	1,304	1,192	1,200	1,051	842	769
最低(円)	1,189	1,236	1,200	1,133	1,088	1,001	580	651	630

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の状態は、次のとおりです。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役(専務 執行役員)	開発・技術統括 管掌、環境安全 センター管掌	取締役(専務 執行役員)	開発・技術統括 管掌	蜷川 洋一	平成20年6月20日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,839	11,109
受取手形及び売掛金	81,055	95,472
有価証券	—	2,062
商品及び製品	60,032	50,834
仕掛品	11,441	11,455
原材料及び貯蔵品	12,654	10,244
繰延税金資産	4,761	7,362
その他	10,465	8,764
貸倒引当金	△680	△1,021
流動資産合計	231,569	196,282
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 35,283	※2 33,853
機械装置及び運搬具（純額）	※2 109,486	※2 110,229
土地	※2 19,076	※2 19,094
建設仮勘定	24,518	26,510
その他（純額）	※2 3,688	※2 2,674
有形固定資産合計	※1 192,053	※1 192,362
無形固定資産		
のれん	23,546	28,596
その他	4,466	5,411
無形固定資産合計	28,013	34,008
投資その他の資産		
投資有価証券	49,592	51,590
長期貸付金	1,034	392
繰延税金資産	4,718	3,538
前払年金費用	7,162	7,540
その他	5,305	4,962
貸倒引当金	△320	△311
投資その他の資産合計	67,492	67,712
固定資産合計	287,559	294,083
資産合計	519,129	490,365

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	34,899	39,170
短期借入金	24,725	11,997
コマーシャル・ペーパー	10,000	—
未払法人税等	1,817	8,826
賞与引当金	3,752	6,716
その他の引当金	43	66
その他	24,401	22,296
流動負債合計	99,640	89,074
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	35,281	11,954
繰延税金負債	6,032	5,686
退職給付引当金	14,042	12,959
役員退職慰労引当金	183	191
その他	13,510	15,665
固定負債合計	79,050	56,457
負債合計	178,691	145,532
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,955	88,955
資本剰余金	87,217	87,228
利益剰余金	197,245	189,282
自己株式	△40,897	△40,919
株主資本合計	332,521	324,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,559	6,895
繰延ヘッジ損益	△35	18
為替換算調整勘定	1,313	10,427
評価・換算差額等合計	4,837	17,341
新株予約権	109	69
少数株主持分	2,969	2,875
純資産合計	340,438	344,833
負債純資産合計	519,129	490,365

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	301,847
売上原価	218,583
売上総利益	83,264
販売費及び一般管理費	
販売費	15,628
一般管理費	39,679
販売費及び一般管理費合計	※1 55,307
営業利益	27,956
営業外収益	
受取利息	344
受取配当金	1,119
その他	703
営業外収益合計	2,168
営業外費用	
支払利息	831
持分法による投資損失	29
その他	3,468
営業外費用合計	4,330
経常利益	25,794
特別利益	
投資有価証券売却益	1,264
特別利益合計	1,264
特別損失	
たな卸資産評価損	1,153
減損損失	645
固定資産廃棄損	107
投資有価証券評価損	62
特別損失合計	1,968
税金等調整前四半期純利益	25,089
法人税、住民税及び事業税	5,260
法人税等調整額	3,586
法人税等合計	8,846
少数株主利益	129
四半期純利益	16,113

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

売上高	92,528
売上原価	70,079
売上総利益	22,448
販売費及び一般管理費	
販売費	4,766
一般管理費	13,054
販売費及び一般管理費合計	※1 17,821
営業利益	4,627
営業外収益	
受取利息	140
受取配当金	169
その他	276
営業外収益合計	586
営業外費用	
支払利息	373
持分法による投資損失	22
その他	1,275
営業外費用合計	1,671
経常利益	3,542
特別損失	
減損損失	491
投資有価証券評価損	7
特別損失合計	498
税金等調整前四半期純利益	3,043
法人税、住民税及び事業税	△776
法人税等調整額	1,073
法人税等合計	296
少数株主利益	41
四半期純利益	2,705

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	25,089
減価償却費	27,056
固定資産廃棄損	107
減損損失	645
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1,264
投資有価証券評価損	62
たな卸資産評価損	1,153
売上債権の増減額 (△は増加)	12,864
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△14,847
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,759
その他	△2,641
小計	44,466
法人税等の支払額	△13,537
その他	2,395
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,323
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形及び無形固定資産の取得による支出	△28,745
投資有価証券の取得による支出	△3,989
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	1,533
その他	△2,161
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33,362
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	12,887
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	10,000
長期借入れによる収入	24,266
配当金の支払額	△8,009
その他	△453
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,691
現金及び現金同等物に係る換算差額	△928
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	37,724
現金及び現金同等物の期首残高	12,189
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	687
現金及び現金同等物の四半期末残高	50,601

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、可樂麗国際貿易（上海）有限公司及び可樂麗貿易（上海）有限公司は、重要性が増したため、連結の範囲に含めています。また、Eval Company of America及びSEPTON Company of Americaは、平成20年1月1日をもって連結子会社であるKuraray America, Inc. と合併したため、連結の範囲から除外しています。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>34社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用非連結子会社</p> <p>① 持分法適用非連結子会社の変更</p> <p>日本海アセチレン株式会社は、第2四半期連結会計期間において清算したため、持分法適用の範囲から除外しています。</p> <p>② 変更後の持分法適用非連結子会社数</p> <p>3社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっており、一定の延滞期間を超えるものは、規則的に簿価を切り下げる方法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。</p> <p>これにより、従来の方法と比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ296百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は1,450百万円減少しています。</p> <p>また、従来、収益性の低下に伴う「たな卸資産処分損」は営業外費用に計上していましたが、販売活動を行う上で不可避免的に発生したものであるため、同基準の適用を契機として第1四半期連結会計期間より売上原価に計上する方法に変更しています。</p> <p>これにより、従来の方法と比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益は383百万円減少しています。なお、同期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。</p> <p>なお、この変更が、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微です。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっています。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。</p> <p>なお、この変更が、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(追加情報)</p> <p>(有形固定資産の耐用年数の変更)</p> <p>当社及び一部の連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴う法定耐用年数及び資産区分の見直しに伴い、第1四半期連結会計期間より、一部の機械装置の耐用年数を変更しています。</p> <p>なお、この変更が、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微です。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>重要性が乏しい連結会社における簡便的な会計処理</p>	<p>連結財務諸表における重要性が乏しい一部の連結子会社は、四半期財務諸表における税金費用の計算にあたり、税引前四半期純利益に前年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じて計算しています。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当社及び連結子会社において四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 456,316百万円</p> <p>※2 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額 建物及び構築物 1,713百万円</p> <p>機械装置及び運搬具 520百万円 (うち当第3四半期連結累計期間控除 111百万円)</p> <p>土地 1,257百万円</p> <p>その他 31百万円 (うち当第3四半期連結累計期間控除 1百万円)</p> <p>3 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証(保証予約を含む。)を行っています。</p> <p>社会福祉法人 石井記念愛染園(連帯保証) 2,104百万円</p> <p>可樂麗魔術粘扣帯(上海)有限公司他1社 93百万円 (うち外貨建 2社 RMB 7,000千)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 2,197百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 447,253百万円</p> <p>※2 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額 建物及び構築物 1,713百万円 (うち当連結会計年度控除 53百万円)</p> <p>機械装置及び運搬具 413百万円 (うち当連結会計年度控除 171百万円)</p> <p>土地 1,257百万円</p> <p>その他 30百万円 (うち当連結会計年度控除 11百万円)</p> <p>3 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証(保証予約を含む。)を行っています。</p> <p>社会福祉法人 石井記念愛染園(連帯保証) 2,202百万円</p> <p>可樂麗魔術粘扣帯(上海)有限公司他1社 99百万円 (うち外貨建 2社 RMB 7,000千)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 2,302百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
運賃及び保管料	10,414百万円
研究開発費	11,411
給料等	9,680
賞与引当金繰入額	2,623
退職給付費用	736

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
運賃及び保管料	3,228百万円
研究開発費	3,826
給料等	3,156
賞与引当金繰入額	643
退職給付費用	265

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	51,839百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,237百万円
現金及び現金同等物	<u>50,601百万円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 382,863千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 34,636千株
3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 109百万円
4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月19日 定時株主総会	普通株式	3,830	11.00	平成20年3月31日	平成20年6月20日	利益剰余金
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	4,178	12.00	平成20年9月30日	平成20年12月1日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 当第3四半期連結累計期間において株主資本の金額に著しい変動はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

(百万円)

	化成品・樹脂	繊維	機能材料・ メディカル他	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	55,669	23,704	13,154	92,528	—	92,528
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	51	134	1,870	2,057	(2,057)	—
計	55,721	23,838	15,025	94,585	(2,057)	92,528
営業利益又は営業損失	7,392	△328	71	7,135	(2,507)	4,627

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

(百万円)

	化成品・樹脂	繊維	機能材料・ メディカル他	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	183,253	74,827	43,766	301,847	—	301,847
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	148	436	7,206	7,791	(7,791)	—
計	183,401	75,264	50,973	309,639	(7,791)	301,847
営業利益	33,843	2,489	2,666	38,999	(11,042)	27,956

(注) 1. 事業区分は、売上集計区分によっています。

2. 各事業の主な製品

(1) 化成品・樹脂

…………ポパール樹脂・フィルム、PVB樹脂・フィルム、エチレンビニルアルコール樹脂<エパール>、イソブレン、ファインケミカル、メタクリル樹脂、樹脂加工品他

(2) 繊維

…………ビニロン、人工皮革<クラリーノ>、乾式不織布<クラフレックス>、面ファスナー<マジックテープ>、ポリエステル、テキスタイル他

(3) 機能材料・メディカル他 ……メディカル製品、機能材料、活性炭、高機能膜、エンジニアリング他

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっており、一定の延滞期間を超えるものは、定期的に簿価を切り下げる方法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。

また、従来、収益性の低下に伴う「たな卸資産処分損」は営業外費用に計上していましたが、販売活動を行う上で不可避免的に発生したものであるため、同基準の適用を契機として第1四半期連結会計期間より売上原価に計上する方法に変更しています。

なお、これらの変更により、従来の方と比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、化成品・樹脂セグメントにおいて226百万円、繊維セグメントにおいて217百万円、機能材料・メディカル他セグメントにおいて200百万円、消去又は全社セグメントにおいて36百万円それぞれ減少しています。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び一部の連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴う法定耐用年数及び資産区分の見直しに伴い、第1四半期連結会計期間より、一部の機械装置の耐用年数を変更しています。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

（百万円）

	日本	北米	欧州	アジア	計	消去又は全社	連結
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	58,115	7,593	21,200	5,618	92,528	—	92,528
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	5,151	1,693	714	1,801	9,360	(9,360)	—
計	63,267	9,286	21,915	7,420	101,888	(9,360)	92,528
営業利益	4,837	508	1,466	498	7,311	(2,683)	4,627

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

（百万円）

	日本	北米	欧州	アジア	計	消去又は全社	連結
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	199,076	22,681	63,308	16,780	301,847	—	301,847
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	19,515	4,593	2,631	3,235	29,975	(29,975)	—
計	218,591	27,274	65,940	20,016	331,823	(29,975)	301,847
営業利益	30,757	1,487	5,496	822	38,564	(10,607)	27,956

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により北米、欧州、アジアに区分しています。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は、次の通りです。

- (1)北米 ……アメリカ
- (2)欧州 ……ドイツ、ベルギー
- (3)アジア ……シンガポール、香港、中国

3. 会計処理の方法の変更

（棚卸資産の評価に関する会計基準）

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっており、一定の延滞期間を超えるものは、定期的に簿価を切り下げる方法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。

また、従来、収益性の低下に伴う「たな卸資産処分損」は営業外費用に計上していましたが、販売活動を行う上で不可避免的に発生したものであるため、同基準の適用を契機として第1四半期連結会計期間より売上原価に計上する方法に変更しています。

なお、これらの変更により、従来の方法と比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、日本セグメントにおいて644百万円、消去又は全社セグメントにおいて36百万円それぞれ減少しています。

（連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い）

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

4. 追加情報

（有形固定資産の耐用年数の変更）

当社及び一部の連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴う法定耐用年数及び資産区分の見直しに伴い、第1四半期連結会計期間より、一部の機械装置の耐用年数を変更しています。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	7,908	21,853	13,749	1,695	45,206
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	92,528
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	8.6	23.6	14.9	1.8	48.9

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	22,591	66,074	55,206	7,031	150,903
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	301,847
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	7.5	21.9	18.3	2.3	50.0

（注）1. 国又は地域は、地理的近接度により北米、欧州、アジア、その他に区分しています。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は、次の通りです。

- (1) 北米 ……アメリカ、カナダ
- (2) 欧州 ……ドイツ、イギリス
- (3) アジア ……中国、韓国
- (4) その他 ……中南米地域、アフリカ地域

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高です。

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
通貨	為替予約取引	13,343	652	652
通貨	スワップ取引	8,487	△494	△494
合計		21,831	158	158

（注）1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いています。

2. 上記のデリバティブ取引は、連結会社間の取引を対象としたヘッジ及び外貨建売上債権ならびに外貨建買入債務を対象とした為替予約に関して、デリバティブ取引の原則的処理を採用したことによりヘッジ会計が適用されなかったものです。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	968.79円	1株当たり純資産額	981.82円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	46.27円	1株当たり四半期純利益金額	7.77円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	46.22円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	7.77円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	16,113	2,705
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	16,113	2,705
期中平均株式数(千株)	348,241	348,238
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	388	84
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………4,178百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………12円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年12月1日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月16日

株式会社クラレ

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 仲澤 孝宏

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北川 哲雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関し会計処理基準に関する事項の変更として記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。